

急変予防看護研究会 規約

第1条（名称）

本研究会は、急変予防看護研究会（以下「本研究会」という）と称する。

第2条（目的）

本研究会は、急変予防に関する看護実践および知識の共有、看護師の臨床力向上を目的とする。

第3条（会員）

- 本研究会の会員は、急変予防に関心を持つ看護師とする。
- 会員は本研究会の趣旨に賛同する者とする。

第4条（会費）

本研究会の会費は無料とする。

第5条（役員）

- 本研究会に次の役員を置く。
 - 代表 青柳 智和
 - 副代表 三重野 雅裕
- 役員は本研究会の運営および活動を統括する。

第6条（査読会員）

1. 査読会員は、役員に任命される

- (1) 報酬の支払いはない

第7条（活動）

本研究会は以下の活動を行う。

- (1) 随時、看護師による症例報告を受け付け、査読員による査読を行う
- (2) 症例報告に係る金銭の受け渡しは発生しない
- (3) 査読方法は、査読員に一任される
- (4) 査読員の責任の下に、インターネットで公開される
- (5) 特に優秀な演題に関しては、査読員は症例報告会での発表を推薦できる
- (6) 年2回の症例報告会の開催
- (7) その他、本研究会の目的達成に必要な活動

第8条（事務局）

本研究会の事務局は、株式会社ラプタープロジェクト内に置く。

第9条（規約の改正）

本規約の改正は、代表および副代表の協議によって行うことができる。

第10条（附則）

本規約は、2025年5月1日より実施する。